

令和8年1月30日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年12月31までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	101トン	47トン	54トン
		101トン	47トン	54トン
3	クリーム	57トン	56トン	1トン
		27トン	38トン	超過済
4	粉乳類	23,078トン	22,655トン	423トン
		17,616トン	18,492トン	超過済
5	無糖れん乳	1,358トン	544トン	814トン
		1,357トン	534トン	823トン
6	加糖れん乳	257トン	141トン	116トン
		95トン	22トン	73トン
7	ヨーグルト	17トン	3トン	14トン
		17トン	3トン	14トン
8	バターミルク	20トン	17トン	3トン
		20トン	16トン	4トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801トン	37,437トン	23,364トン
		46,217トン	25,369トン	20,848トン
10	その他の乳製品	11,357トン	5,191トン	6,166トン
		4,816トン	3,064トン	1,752トン
11	バター	17,983トン	9,461トン	8,522トン
		14,523トン	8,320トン	6,203トン
12	豆類	75,032トン	48,669トン	26,363トン
		35,697トン	22,463トン	13,234トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798トン	4,153,701トン	1,411,097トン
		5,256,055トン	3,860,777トン	1,395,278トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	866,274 トン	407,558 トン
		170,350 トン	132,183 トン	38,167 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	684,049 トン	358,643 トン
		1,042,692 トン	684,049 トン	358,643 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	1,855 トン	1,844 トン
		3,529 トン	1,224 トン	2,305 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	13,140 トン	超過済
		10,387 トン	11,107 トン	超過済
17	マニオ力でん粉	151,213 トン	84,509 トン	66,704 トン
		149,682 トン	84,356 トン	65,326 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	11,833 トン	9,125 トン
		13,494 トン	11,833 トン	1,661 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン	995 トン	895 トン
		1,743 トン	955 トン	788 トン
20	イヌリン	3,000 トン	977 トン	2,023 トン
		81 トン	41 トン	40 トン
21	落花生	35,920 トン	19,719 トン	16,201 トン
		21,411 トン	11,082 トン	10,329 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	22 トン	152 トン
		174 トン	22 トン	152 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	4,315 トン	4,978 トン
		2,252 トン	457 トン	1,795 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	1,034 トン	287 トン
		767 トン	493 トン	274 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	1,506 トン	3,014 トン
		1,779 トン	450 トン	1,329 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	7,159 トン	9,644 トン
		2,016 トン	558 トン	1,458 トン
28	繭	1.6 トン	2.4 トン	超過済
		1.6 トン	2.4 トン	超過済
29	生糸	234 トン	86 トン	148 トン
		234 トン	86 トン	148 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。